

福岡県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年2月4日

福岡県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 月形祐二

福岡県後期高齢者医療広域連合条例第3号

福岡県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

福岡県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」を「前2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に改正後の福岡県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条第2項の規定による請求を行おうとする職員は、規則の定めるところにより、これらの請求を行うことができる。